

青梅市「空家バンク」のご案内

「空家バンク」とは、空き家の売買や賃貸等をサポートし、空き家の解消を目指す制度です。



空き家を
有効活用
したい

空き家を

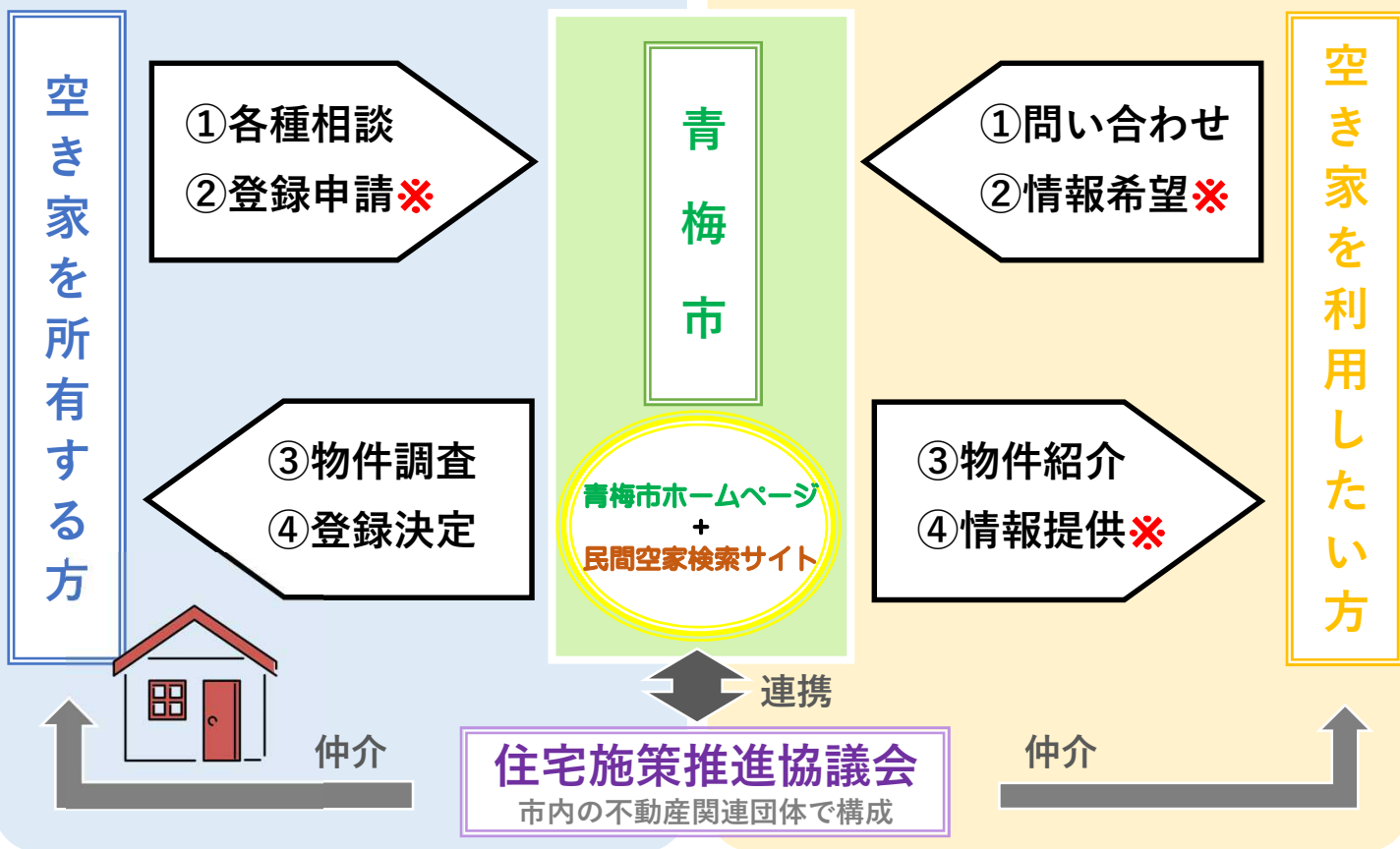
売りたい・貸したい



空き家は
どこで
探すの？

空き家を

買いたい・借りたい



※青梅市の空家バンクでは「**非公開物件**」の取り扱いも行っています **秘**

「非公開物件」とは、空き家の売却や貸し出しの情報をホームページ等で公開せず、希望者にのみ情報提供を行っている物件です。

▷空き家を所有する方にとって、**気軽に自身の空き家を売り出し・貸し出しやすくなっています。**

▷**空家バンクを利用したい方は、青梅市のホームページに掲載がなくても募集中の物件がある場合がありますので、ぜひ青梅市住宅課へお問い合わせください。**

空家に関する相談やお問い合わせは…

青梅市住宅課住宅政策係（5階）
☎0428-22-1111 内線2529・2533



「空家バンク」にかかる補助制度

「空家バンク」を利用する
メリットをご案内します。

1 リフォーム費用補助

青梅市空家バンクに物件登録されている空家等を**取得**または**賃借**(※)し、新たに居住するために行う、**住宅の修繕、改装または改修**に対して**補助**を行います。

補助上限：100万円（移住者）50万（移住者以外）

空家等を**取得**した方への補助

補助率：対象経費の**2/3**（移住者）**1/2**（移住者以外）

補助上限：20万円（移住者）10万円（移住者以外）

空家等を**賃借**した方への補助

補助率：対象経費の**2/3**（移住者）**1/2**（移住者以外）

※上記「賃借」の場合は、所有者の方の同意がある場合のDIY型賃貸借契約を締結した場合に限ります。

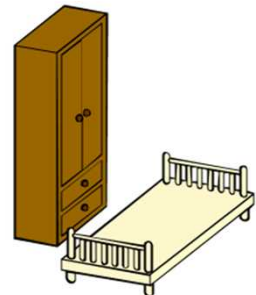
2 家財道具等片付け等費用補助

青梅市空家バンクに物件登録する際に、空家等で使用されず放置された状態の電化製品、家具、寝具、生活雑貨その他家財道具の**片付け**や**片付け**で発生した**不要物の処分**に対して**補助**を行います。

補助上限：50万円（移住者以外）

空家等を**所有**する方への補助

補助率：対象経費の**1/2**



3 空家等活用支援事業

空家等を地域の**交流拠点**として活用するための**改修工事**ならびに改修工事に付帯する**備品の購入**および**設置**に対して**補助**を行います。

補助上限：100万円（※）50万円（※以外）

空家等を**活用**する方への補助

補助率：対象経費の**2/3**（※）**1/2**（※以外）

※市の行う移住・定住促進施策と連携する事業に限ります。

4 各種無料相談

空家等を所有している方だけではなく、利用したい方に対しても**相談**に応じており、希望者する方には空家等の**情報を提供**しています。また、市外で行う移住者向け相談会でも、空家バンク登録物件を**紹介**していますので、市ならではのルートで流通をサポートしています。**気軽にご相談ください！**

青梅市 住宅課 住宅政策係（5階）（土日祝日、年末年始を除く月曜から金曜までの8:30~17:15）

☎0428-22-1111 内線2529・2533

おうめで実現
My Home, My Ome

青梅市は移住・定住促進に力を入れています。

